

「業種別職種別ユニオン運動」研究会第1回・第1部

「クリーニング産業における業種別ユニオンの確立」コメント

2017年9月2日

弁護士 指宿昭一

(日本労働評議会顧問)

1 クリーニング業界における業種別ユニオン組織化の可能性

(1) クリーニング業界の歴史

○明治時代以降、職人＝個人事業中心の業界

1957(昭和32)年

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)施行  
～零細業者保護法

○1970年頃から急激に大規模化が進行

○1990年代以降、低価格競争が始まる

→法令遵守をしない企業の横行

(ロイヤルネットワークのようなブラック企業が業界主流になりつつある)

→労働者、消費者、地域住民が犠牲になる

(2) クリーニング業界における労働者の状況

○日本労働運動の発展期以降に大規模化が進行

○受付店はワンオペ中心で労働組合組織化が困難

→残業代不払い等労基法違反の横行

○処理工場も労働組合組織化は進まず(地理的要因?)

→「灼熱地獄」等労働安全衛生面での問題

(3) 業種別ユニオン組織化の可能性

○業界に共通する労働問題の特徴

○1企業だけで改善しても、不公正な企業間競争を抑制しなければ、改善された企業が競争力を維持できなくなる恐れがある

○業界改革に取り組む良心的経営者との連携

○消費者との連携の可能性

2 クリーニング業界における労働市場規制型運動の必要性と可能性

(1) クリーニング業界における労働市場規制型運動の必要性

○ロイヤルネットワークのようなブラック企業が業界主流になりつつある。

○誰もが白洋舎のような高級志向の企業として経営できるわけではない。

○さらなる低価格競争の中で、労働者、消費者、地域住民が犠牲になっていく。

○労働組合が1企業で労働法を遵守させ、労働条件を向上させても、その企業が業界内の競争で負けてしまえば、成果を維持できないし、業界全体の改革にはつながらない。

(2) クリーニング業界における労働市場規制型運動の可能性

○労働者、消費者、地域住民を犠牲にするブラック企業を許さない運動

- 労働法、消費者保護法、環境法を遵守させるキャンペーンを行う
- 裁判闘争も活用できる
- 業界における標準的労働基準の確立
- 業界団体、企業協同組合等と労評クリーニング労組で労働協約を締結し、これを業界全体に普及していく
- ～労評とCCSで、具体的な内容・方法について検討していく必要あり
- ～関西生コンの成果から学ぶ

### 3 業種別職種別ユニオン運動について

#### (1) 日本労働運動についての現状認識

- 大企業民間と公務員を中心とした日本の労働組合の現状
- 中小企業・非正規労働者のほとんどが未組織
- 合同労組・ユニオンの奮闘と停滞
- 地域における組織化の必要性和困難性
- 職場闘争の必要性
- 各職場・企業で労働者権力を打ち立て、労働者の階級意識を形成する

#### (2) 業種別職種別闘争の必要性

##### ○国際自動車残業代請求訴訟の経験

2500人の企業において、十数名の少数派組合（全国国際自動車労働組合・首都圏なかまユニオン所属）が、「残業代ゼロ」の賃金制度に疑問を持ち、15人で提訴（後に14人に）。第1次訴訟勝訴後、200名を超える原告団に発展。他のタクシー会社、交通運輸関係会社にも波及。

→トールエクスプレス広島営業所で、約10名の原告団が組織化され、労評トール広島分会結成。労評トール東京中央分会結成に結び付く。

##### ○1つの闘いが業種別職種別に拡大していく実感（スピード感）

～インターネットSNSによる情報拡散の威力

##### ○1つの闘いが同一産業における労働市場を規制しているという実感

➡こうした実感を言葉として表現し、理論化し、成功例を集めて集約し、労働運動発展の武器としていくのがこの研究会としての役割では？

#### ○自己紹介

・筑波大学で反管理・大学民主化闘争に取り組む。三里塚現地闘争員、筑波学生教職員生協専務理事等を経験。

・22歳の時、セブンイレブン店舗（三里塚店）でのパート・アルバイトの労働組合（統一労評分会）設立に参加。書記長に就任。雇止めされ、仮処分申し立てするも、金銭解決で職場復帰できず。分会は少数派になり、その後消滅。

・統一労評（日本労働組合統一評議会。後に、日本労働評議会）の活動家・役員（無給）として、中小企業における労組建設等を支援。東京製鋸工場占拠スト（23日間）、京浜交通タクシー運転手の過労死労災認定、経営危機に際しての経営改革・雇用確保への労組（安中特殊硝子分会）の取り組み、不当労働行為事件等を支援。

・統一労評の顧問的弁護士（安養寺龍彦氏）が過労で倒れ、「組合の中から弁

護士を育てなさい。」とアドバイスを受ける。組合の会議で、「君がやれ。」。「弁護士にはなりたくないが、弁護士バッチを付けた活動家ならいいか。」と考え、司法試験の勉強を開始。

- ・17回目で合格。

- ・2007年9月、弁護士登録。同日、暁法律事務所設立（新宿区高田馬場）。

- ・三和サービス事件（津地裁四日市支部判平成21.3.18 労判983号、名古屋高判平成22.3.25 労判1003号）を担当（主任）。一審は、労働組合を結成していない外国人実習生が使用者への抗議のため行った不労を適法な争議行為として認めた。控訴審は、不労に帰責性がないと述べるにとどまる（西谷労働法第2版655頁、西谷労組法第3版428頁参照）。

- ・国際自動車事件（東京地判平成27.7.16 労判1114号、東京高判平成27.7.16 労判1132号、最高裁平成29.2.28 労判1152掲載予定）を担当（主任）。残業代請求の集団訴訟。訴訟をてこにして、労組の拡大（14人の少数派労組（全国際自動車労働組合）が、現役約100名、退職者約100名を組織化）。

- ・2016年、インド料理店シャンティの倒産争議で労働組合設立に協力し、同労組代理人、シャンティ弁護団として活動。ドキュメンタリー映画「オキュパイ・シャンティ」（<http://www.labornetjp.org/news/2017/0110shanti>）に登場。

#### ○著書（共著）

「外国人研修生 時給300円の労働者2 ー使い捨てを許さない社会へー」（外国人研修生権利ネットワーク編・明石書店）

「働く人のためのブラック企業被害対策Q&A」（ブラック企業被害対策弁護団・弁護士会館ブックセンター出版部LABO）

「会社で起きている事の7割は法律違反」（朝日新聞「働く人の法律相談」弁護士チーム・朝日新書）

#### ○役職等

日本労働弁護団常任幹事・東京支部事務局長

外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表

外国人労働者弁護団代表

日本弁護士連合会人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題プロジェクトチーム事務局長・外国人技能実習生問題プロジェクトチーム事務局長